

地 域 指 定 年 度	昭 和 48 年
計 画 策 定 年 度	昭 和 49 年
計 画 見 直 し 年 度	平 成 10 年
〃	平 成 29 年
〃	平 成 30 年
〃	令 和 4 年
〃	令 和 7 年

習 志 野 市 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画

千 葉 県 習 志 野 市

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、北は八千代市、西は船橋市、南は東京湾に隣接している。その区域は東西約 8.9 km、南北約 6.2 km、総面積 20.97km²である。地形は、谷津・津田沼・鷺沼等の旧海岸沿いの平野部、その北部に連なる丘陵部及び埋立てによる臨海部の3つに大別され、臨海部と丘陵上部とでは最大 32m の高低差がある。また平野部から丘陵部へとつながる谷戸部の斜面地にまとまった樹林地が残されており、本市の貴重な緑地資源となっている。気候的には、年平均気温が 14 度前後と比較的温暖である。

市域面積 2,097ha のうち市街化調整区域は 192ha、そのうち 130.1ha が農業振興地域となっており、市中央部以東の3地区に分布している。農業振興地域の土地利用の現状は、農用地 57.06ha (43.9%)、その他 72.93ha (56.1%)となっている。現況農用地の内訳は、田 2.4ha、畑 54.66ha となっており、露地野菜を主体に耕作を行っているが、農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地や遊休農地も目立っている。また、農用地以外の土地利用である住宅地、その他(公園・学校・公共公益施設)の割合も 56.1%存在する。その理由として農業振興地域 3 地区とも、鉄道駅に近接した市街地に囲まれており、区域の周辺では土地区画整理事業や集合住宅等の宅地開発も進展しており、都市計画法の改正後の現在、農業振興地域においても宅地開発が増加傾向となっている。

都市化の進展する本市においては、開発すべき農地と保全すべき農地の区分を行い、開発すべき農地は計画的で秩序ある土地利用を図り、保全すべき農地は効率かつ安定的な都市農業の確立を図る必要がある。

(単位:ha、%)

区分 目標	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
H18 年	106.29	60.3	0	0	3.05	1.7	66.86	38.0	176.20	100.0
現況	57.06	43.9	0.02	0.02	0.09	0.07	72.93	56.1	130.10	100.0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

現況農用地 57.06ha のうち、以下に挙げる農用地以外の 34.15ha については農用地区域を設定する方針とする。

市街地に近接する農用地・・・22.91ha

(イ) 土地改良施設の用に供する土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

現況農業用施設用地 0.02ha については農用地区域を設定する方針とする。

(エ) 現況山林・原野についての農用地区域の設定方針

本地域における現況山林・原野において、農業経営規模拡大を目的とした農地の拡大の予定はないため、現況山林・原野における農用地区域設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の目標年次の令和 7 年度における農用地区域の面積は約 34ha である。農用地区域の現状利用は田 0.88ha、畑 33.27ha、農業用施設用地 0.02ha となっており、露地野菜を主体に耕作を行っているが、農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地や遊休農地も目立っている。農業生産の目標を達成するため、指定産地である春夏人参等露地野菜の生産及び共同出荷を維持するとともに、施設園芸部門の重点作物の育成を図るなど、農用地区域の土地収益性の高い農業を積極的に促進する。

現況及び目標年次の令和 7 年度における農用地区域内用途別面積は次のとおりである。

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
藤崎・ 鷺沼台	9.45	9.45	0	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0	9.47	9.47	0
実籾・ 屋敷	18.8	18.8	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.8	18.8	0
実籾 三丁目	5.9	5.9	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.9	5.9	0
計	34.15	34.15	0	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0	34.17	34.17	0

イ 用途区分の構想

農用地を継続する地区は、社会経済の発展と食料需要の動向に即し、地域の土地、営農条件を考慮したなかで農業生産の区域整備強化を図るものとする。

(ア) 藤崎・鷺沼台地区

市中央のJR総武線・京成電鉄以北、主要地方道長沼・船橋線以南に位置し、農業振興地域 46.4ha、農用地区域 9.47ha の市街地に囲まれた地区である。地区中央の谷津田 0.2ha を除き、台地立地により全面畑作として利用されており、露地野菜を主体に軟弱野菜、施設園芸が行われている。また、市営の市民農園2箇所のほか、農園の利用も多い。今後は、農道の補修整備、土壌改良等の生産基盤整備を継続しつつ、都市近郊立地を活かし、収益性の高い軟弱野菜、施設園芸の拡大を図るとともに、市民農園・貸し農園等の観光農園化を推進していく。

(イ) 実籾・屋敷地区

市東部に位置し、北側は主要地方道長沼・船橋線、東側は主要地方道千葉・鎌ヶ谷・松戸線、南側は千葉市との市境に隣接する農業振興地域 68.7ha、農用地区域 18.8ha の地区であり、市街地と南側の千葉市の市街化調整区域に囲まれている。地区中央の低地部の一部は田として、その他は台地立地により全面畑作として利用され、露地野菜を主体に軟弱野菜、施設園芸が行われ、農園の利用も多い。今後は、農道の補修整備、土壌改良等の生産基盤整備を継続しつつ、都市近郊立地を活かし、収益性の高い軟弱野菜、施設園芸の拡大を図るとともに、市民農園・貸し農園等の観光農園化を推進していく。

(ウ) 実籾三丁目地区

市東部に位置し、北側は京成電鉄、東側は県道幕張・八千代線、南側は主要地方道長沼・船橋線に隣接する農業振興地域 15.0ha、農用地区域 5.9ha の市街地に囲まれた地区である。台地立地により全面畑作として利用されており、露地野菜を主体に軟弱野菜、施設園芸が行われている。今後は、農道の補修整備、土壌改良等の生産基盤整備を継続しつつ、都市近郊立地を活かし、収益性の高い軟弱野菜、施設園芸の拡大を図るとともに、市民農園・貸し農園等の観光農園化を推進していく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等にかかる農用地区域

別記「農用地利用計画」のとおりとする。

イ 現況山林・原野等にかかる農用地区域

現況山林・原野等については原則的に農用地区域に含めない。

(2) 用途区分

別記「農用地利用計画」のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業は、露地野菜を主体とした畑作が中心となっている。農業生産基盤整備の状況は、出荷作業や作業機械の搬入など生産性向上と省力化を目的に農道整備事業を行っており、畑における現在の農道舗装率は 99.2%となっている。また、野菜の連作による病害虫発生防止と、微量元素の欠乏に伴う「いや地現象」の改善によって土地生産力の向上を図ることを目的として土壌改良事業を行っている。

今後の整備においては、今まで整備してきた農道が継続して円滑に利用できるよう、舗装の打ち直しや農地の土壌浸食防止などの整備を行うとともに、土壌改良事業を継続し、生産性向上と省力化の推進を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

(1)地区別計画

区域	事業の種類	事業の概要 (対象路線)	受益面積	備考
藤崎・鷺沼台	農道整備事業	改修(30 路線)	27.4	
実籾・屋敷	農道整備事業	改修(43 路線)	31.1	
実籾三丁目	農道整備事業	改修(9 路線)	9.5	
市全体	土壌改良事業	病害虫発生防止	57.06	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

自動車の円滑な交通処理を行うために、体系的な道路網計画により農業振興地域の藤崎・鷺沼台地区は(都)3.3.3 号藤崎茜浜線、(都)3.4.4 号藤崎花咲線、鷺沼地区は(都)3.4.9 号谷津鷺沼線、実籾・屋敷地区は(都)3.4.15 号大久保本郷線等の幹線道路が計画されている。

また、農道整備においては道路管理者と協力し、農政事業と道路事業によって、円滑な農作業のみならず、安全な生活道路確保を目的として整備を図る。

下水道事業は、市街地及び農業振興地域の水害防止を目的に、実籾・屋敷地区の浜田川雨水幹線の適正な維持管理を行っていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地は都市近郊立地により都市化の混在化が進展するとともに、農業従事者の高齢化、後継者の不足により耕作放棄等が目立つ現状であり、農用地全体 57.08ha において、遊休農地は 2ha (3.5%) となっている(令和 5 年度遊休農地に関する措置の状況に関する調査)。

現状における農用地の保全対策として、農道整備や大型トラクタ(農協共有)導入、園芸化促進事業と近代化資金利子補給事業による施設園芸及び農業施設の拡充推進、農業経営の省力化と近代化による営農支援を行っている。また、土壌改良による農用地の機能低下の防止や農道の土留め整備による土壌浸食防止等、農用地の保全対策を行っている。

今後の農用地の保全の方向は、上記営農支援と保全対策を継続して推進するとともに、農協・農業委員会・市農業政策担当課(以下、「農業関連機関」と記載する。)の協力体制による農用地利用状況の把握・管理を綿密に行い、営農意欲の高い農業者への利用集積と農作業の受委託等の斡旋・促進を行う。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
	該当なし				

3 農用地等の保全のための活動

農用地の保全には、農業経営体の充実が必要であり、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を認定農業者として認定し、優れた経営体の育成に努めるとともに、これらの経営体への農地の利用集積を促進し、耕作放棄地をなくし適正な農用地等の保全を図る。

また、耕作放棄地の有効活用として、本市の都市立地を活かし、市民の余暇活動の場としての市民農園等として利用を促進する。農業関連機関においては、定期的な農用地利用状況の把握を行い、土地所有者と利用者間の斡旋と円滑なシステムの確立・運営を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農家戸数は222戸(自給的農家数80戸を含む)で小規模兼業農家が大半を占めており、中核的農家数は73戸(専業農家+第一種兼業農家)で全体の33%となっている。

労働力の減少に伴い、省力可能かつ土地収益性の高い施設園芸品目への転換を推進し、中核的農家としての位置付けが確立されるよう農業関係団体との連携を図り、効率的な農業経営により安定した農業収入を得られる経営体の育成と、本市の農業の相当部分を担うことのできる農業構造づくりを目指す。営農類型ごとの労働時間及び所得目標については、今後基本構想策定に合わせ設定することとし、法人・組織経営については、都市化の進展する現状と農業者の意向を踏まえ、目標設定をしない方針とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地は、市街地に囲まれ都市化の進展する現状と農業従事者の高齢化、後継者の不足により、耕作放棄地・遊休地も目立つとともに、地力の低下等農業生産環境の悪化が見られる。また、小規模兼業農家が多く、農地の資産保有意識が高いことから、農地の流動化、農作業の受委託、農業生産組織等はみられない状況である。

こうした状況を踏まえ、農業関連機関による農業者の経営意向の把握、指導・あつせんを行い、認定農業者等営農意欲の高い農業者への利用権の設定、及び農作業の受委託等農用地の流動化を推進し、不耕地の解消と利用集積を図る。また、裏作の導入による農用地の高度利用と、適正な土壌改良と堆肥の円滑な供給体制の確立による維持増進を図り、効率的かつ総合的な農用地利用を推進する。

(単位:ha)

	農用地等の 流動化	農作業の 受委託	農作業の 共同化	耕地 利用率	裏作導入	備 考
H16 年	0.0	0.0	0.0	106.9%	0.0	
H22 年	2.5	未定	未定	125.0%	未定	
R7 年	5.0	未定	未定	140.0%	未定	

※H16 値は、「H16 年(産)作物統計調査」

※数値は累計値

※耕地利用率は、高水準な近隣市を目標に設定。(松戸市 140%、鎌ヶ谷市 147%)

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(ア)農用地の流動化対策

農用地の効率的利用と経営規模の拡大を図るため、農業関連機関によるパンフレット配布や説明会を実施し、農用地流動化についての農業者への周知活動を行うとともに、農業者の経営意向の把握を行い、流動化の指導・斡旋に努め、利用権設定事業を中心とした流動化方策の推進を図る。

(イ)農作業の受委託の促進対策

農業関連機関によるパンフレット配布や説明会の実施、農作業の受委託についての農業者への周知活動を行うとともに、農業者の経営意向を把握しながら、受委託についての指導・斡旋に努め、農作業の委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める

(ウ)地力の維持増進

単位収穫量の増大と農産物の品質向上を目指し、土づくりを基本に消費者が安心できる環境にやさしい農業の推進を図る。土づくりとして、化学肥料や農薬を控え、堆肥等有機肥料の積極的活用と畜産農家からの円滑な供給体制の確立を行うとともに、適正な土壌改良により病虫害駆除を適宜行う。また、連作障害等の地力の低下に対応し、ブロックローテーションや裏作等により輪作農法の導入を図る。また、有機農法を導入し、無農薬ブランド野菜等の付加農産品の生産体系化を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、都市近郊という立地特性を活かし、首都圏への安定した生鮮食料の供給地として、露地野菜を中心に軟弱野菜・施設野菜の複合経営を行ってきた。しかし近年の農産物の輸入自由化、輸送技術・保存技術の発達にともなう産地間競争の激化により農業経営環境は厳しい現状にあり、これに対応し安定した経営体系を維持・発展させるためには、省力化等による生産コストの低減、単位収量の増大、品質の向上等の合理化が必要である。

このため、農業生産基盤整備と併せて自立経営農家並びに生産組織の育成による農業生産体制の確立を目指し、農業近代化施設の整備を促進し、生産性の向上を図るものとする。

●露地野菜

流動化による耕作規模拡大、共同利用機械の効率的利用と農作業の共同化による生産性向上を図るとともに、指定産地である春夏人参においては共販組織の強化を図り、市場集荷における有利性を維持する。また、都市近郊立地を活かした契約販売・産直販売も推進し、上記の生産技術・流通体系を推進するための共同機械、集出荷施設、産直施設等近代化施設の拡充を図る。

●施設野菜

都市近郊立地に適した高収益作物である施設園芸を積極的に推進し、地域の農業の活性化を図る。消費者ニーズや地域に合った重点作物の確立、病虫害に強く高収量な品種の選定、共同出荷における品質規格の確立等の生産技術の向上に取り組む。また、都市近郊立地を活かした契約販売・産直販売等も推進する。そして上記の生産技術・流通体系を推進するためのハウス、予冷库、集出荷施設、産直施設等近代化施設の拡充を図るとともに、ハウス・予冷库等の設備投資における整備費補助・利子補給により、園芸施設を導入する農業者への支援を行う。

2 農業近代化施設設備計画

(1)地区別施設計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
集荷場 (施設拡充)	86.79 m ²	谷津本郷	—	8	地区組合	1	
	73.15 m ²	谷津浜宿	—	8	地区組合	2	
	142.56 m ²	津田沼	—	9	地区組合	3	
	123.34 m ²	鷺沼	—	15	地区組合	4	
	100.73 m ²	大久保	—	3	地区組合	5	
	66.00 m ²	屋敷	—	11	地区組合	6	
	123.36 m ²	実籾	—	14	地区組合	7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向

本市において現在、新規就農者の育成・確保を目的とした施設の立地は無く、また農業に関する相談・指導については、農業関連機関を窓口を実施しているが、具体的に新規就農者を対象としたものは行っていない。しかし、今後の市農業の活性化を考えると、農家人口、農業従事者の減少と高齢化が進む中、担い手となる新規就農者の確保が急務であり、新規就農の促進と定着化を図るため、関係機関との支援体制を確立するとともに、就農条件の整備を推進する。

新規就農者の育成・確保を目的とした施設については、近年の新規就農者数が0～2人／年と低水準にあることから、市単独による施設整備の計画とせず、千葉県農業大学校等の広域施設を活用するとともに、相談・指導においては現状通り、農業関連機関を窓口に進捗していく。また、農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等においても、農業従事者専用施設としての整備ではなく、充実した市内一般施設を利用するものとする。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業技術・知識習得への支援

農業関連機関の連携により技術指導や勉強会を実施するとともに、県の教育施設や研修情報の提供とあわせを行い、新規就農希望者の技術取得と農業者の資質向上の支援を行う。

(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援

知事が認定した認定新規就農者への資金貸し付け等、各種資金制度の活用斡旋を行い、就農時の負担軽減を図り、その就農を支援する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

流動化施策を積極的に活用し、利用権設定事業や農作業の受委託を利用して新規就農者の用地の円滑な確保と安定した農業経営の支援を行う。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

農業関連機関の連携により、技術・経営等農業全般における情報のパンフレット・ホームページの作成による情報の一元化と、各種研修・相談活動により情報提供体制を支援する。

(5) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

市農業に関する児童・学生向け冊子の作成など、教育機関との連携して体験農業や産直施設見学等の農業学習の導入や市生産野菜の学校給食導入の更なる推進を図り、次世代を担う青少年の農業への理解を醸成する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

高度経済成長以降、二・三次産業の進展と一次産業の衰退、高齢化・後継者不足が相まって、本市の農業従事者は減少し、特に専業農家は 38 戸と非常に少ない。

それ以外の農家については兼業農家として農産物の販売額は 500 万円以下と零細であり、生活水準確保のため、青壮年を中心に首都圏近郊立地を活かし、都心部企業や市内及び近隣市における建設業・製造業等二次産業、商業・サービス業等三次産業の就業が増加している。また、所有地を活用し、自営でアパート・駐車場等の不動産経営による農外収入のある者も多く、出稼ぎ、日雇い等の不安定兼業はほとんど見られない。しかし今後とも兼業化が進む傾向であるため、魅力的な農業就業の確立とともに、安定的な就業の場の確保としての企業誘致及び地場産業の育成を図り、併せて就業相談等の活動を実施する。

農業従事者の他産業就業の目標は下表の通り、出稼ぎ、日雇い等の不安定兼業のない現状を維持していく。また、これらの安定就業機会の確保によって生ずる余剰農地については、利用権設定等により認定農業者への土地利用の集積を図る。

就業内容 \ 種別	従業者		
	男	女	計
恒常的勤務	110	30	140
自営・兼業	70	10	80
出稼ぎ	0	0	0
日雇・臨時雇	0	0	0
総計	190	40	230

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業関連地場産業での就業の場の確保とともに、農業関連団体と連携を図り、農業従事者の就業意向の把握や希望者に応じて就業相談活動を行うとともに、職業安定所と連携を図り安定就業の場の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の計画

(1) 安全性

都市化の進展にともなう人口・住宅の密集化、自動車の増加等に対応するため、大地震等に備えた避難場所・避難経路の確保や不燃化・耐震化建築物の推進による安全で安心なまちづくりを行うとともに、市民の防災意識の啓発を図る。本市は平坦な平野部・丘陵部が多いが、一部急傾斜地があり、該当する地域においては崩壊防止工事を促進する。また、継続的な下水道整備はもとより、道路・公園の雨水浸透施設、公共施設の一時貯留施設の整備を図り、災害防止に努める。

防火においては、消防施設・消防車両・防火水槽・消防水利等の施設整備とともに、消防団・消防協力隊との連携等地域防災組織の強化と市民への火災予防の啓発を図る。特に農業振興地域の農地においては、避難場所である公園・公共施設とともに災害時の避難場所・避難経路としてのオープンスペースの役割を担う。

交通安全においては、注意標識・ガードレール・照明灯等の安全施設整備の充実を図るとともに、交通安全教育を実施し、市民の交通安全意識の向上を図る。また、幹線道路における歩道の確保、生活道路や農道における幅員の拡幅、舗装改良等により歩行者に安全な道づくりを行う。

防犯においては、習志野警察署はもとより関連機関の連携による防犯組織の強化と犯罪情報等広報活動の強化により地域の防犯意識の高揚に努める。

(2) 保健性

ごみ処理においては、循環型社会を目指し、ゴミの有料化、リサイクルプラザの充実、生ごみ処理機の補助制度等により市民への環境意識の啓発を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図るとともに、ダイオキシン問題等に対応した処理施設を有効に活用する。また、トンネル栽培用のビニールについて回収処理体制を整備していく。

排水処理においては、広域的な公共用水域の水質保全と都市化による雨水の浸水防止を目的に幹線・支線及び面的下水道整備を図るとともに、下水道施設の適正な維持管理を行う。特に面的整備の遅れている藤崎地区の優先整備を図る。

給水においては、将来の需要増加に対応し、安定的な供給を図るため、老朽化した給水場の施設・設備の改良・新設を進めるとともに、安全な水道水が供給できるよう監視体制の強化を図り、水質の向上に努める。また、貴重な水資源の有効利用を図るため、市民への節水意識の高揚を図る。

保健施設においては、ヘルスステーション・保健センターの拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の充実を図るとともに健康教育・イベント等により市民への健康づくりの啓発を図る。

医療施設においては、今後とも高齢化に対応した施設の充実と近隣地域の保健医療機関との連携を図る。

(3) 利便性

幹線道路網においては、系統的な構成と位置づけを明確にし、整備の緊急度を踏まえた整備を促進する。生活道路においては、歩道の確保、自動車の速度制限等、安全性の向上を図るとともに、高齢者や障害者にも利用しやすいバリアフリー化を推進する。

公共交通拠点となる駅周辺においては、利用者の安全性・利便性の向上に向けた整備とともにバリアフリー化を推進する。バス交通においては、バス事業者と連携して、バスルートの再編成及び拡充を検討し、利便性の向上を図るとともに市内循環バス導入の検討を図り、交通不便地の解消を図る。

(4) 快適性

公園・緑地においては、既成市街地では身近に利用できる街区公園を整備する。都市基幹公園の不足地区においては、休養やレクリエーション活動に供する都市基幹公園の整備を図る。特に藤崎地区に位置する森林公園は、現有する自然や遺跡を活かし、本市のシンボリックな総合公園として整備を図る。また、地域に残る貴重な斜面林や湿地などの保全を図るとともに、遊休農地については市民農園として積極的に活用し、市民の農業体験の場としての空間とする。

老人施設においては、今後の高齢化社会に対応した施設サービスおよび在宅サービスの基盤整備を推進する。また、高齢者がいきいきと生活できるよう生涯学習の充実や地域活動への参加促進を図る。

保育施設においては、増加する入所児童に対応した保育所の整備を行うとともに、保育時間の延長、一時預かり等、多種多様な保育ニーズに対応した環境づくりを行う。また、自由な遊びの提供や子育て相談・情報提供等の子育て支援の充実を図る。

(5) 文化性

身近なスポーツ・レクリエーションの場として学校体育施設の開放、企業や大学のスポーツ施設の利用について検討を図る。多様な競技やスポーツ人口の増加に対応するため、多目的陸上競技場、総合体育館、総合武道館、西部体育館、パークゴルフ場等のスポーツ施設の構想について検討する。また、市民の健康の保持増進、体力の維持向上を目的に各種スポーツ大会・教室の開催の拡充を図る。

教養娯楽においては、生涯学習として市民カレッジや公民館講座の充実を図るとともに、情報通信技術を活用した学習環境の整備、図書資料の充実、人材の育成を図る。また、芸術・文化等の自主活動が行えるよう、情報提供、指導者育成等の支援を図る。また、活動・発表の場として文化ホール、市民会館、公民館等の活動施設の整備を図るとともに音楽・演劇等のイベントを開催する。郷土文化としては、文化財の調査、収集、保存を行うとともに、それらを収蔵、展示し、教育機能を持った郷土資料館の構想を検討する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
集会所	谷津本郷 86.79 m ²	1	集出荷所 2 階(補修)
	谷津浜宿 73.15 m ²	2	〃
	津田沼 142.56 m ²	3	〃
	鷺沼 123.34 m ²	4	〃
	大久保 100.73 m ²	5	〃
	屋敷 66.00 m ²	6	〃
	実籾 123.36 m ²	7	〃

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図(附図1号)
- 2 農業生産基盤整備計画図(附図2号)
- 3 近代化施設整備計画図(附図4号)
- 4 農村生活環境整備計画図(附図6号)
- 5 除外編入分布図
- 6 詳細農用地利用計画図

別記 農用地利用計画

(1)農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

(ア)に掲げている地番にあたる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野に係る農用地区域

該当なし

(2)用途区分

下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分
A地区(藤崎・鷺沼台地区)	農地:農業用施設用地を除く全域 農業用施設用地:一部
B地区(実籾・屋敷地区)	農地:全域
C地区(実籾三丁目地区)	農地:全域